

平成29年度第4回  
東京都景観審議会計画部会議事録

東京都都市整備局都市づくり政策部緑地景観課

## 平成29年度第4回東京都景観審議会計画部会議事録

### I 日 時

平成30年2月21日（水） 9：15～10：33

### II 場 所

都庁第二本庁舎31階 特別会議室22

### III 出席者

【委員】河島部会長、加藤委員、田中委員、内藤委員、古谷委員

【事務局】久保田都市づくり政策部長、米田緑地景観課長、遠藤屋外広告物担当課長  
寺沢景観担当課長

### IV 議事次第

1 開 会

2 議 事

<審議事項>

○東京都景観計画の変更

・夜間に関する事項の追加

3 閉 会

### V 配付資料

資料1 夜間の景観形成の取組について

資料2 夜間の景観形成に関する方針について

資料3 大規模建築物等の事前協議制度の拡充について

資料4 景観計画の変更について

参考資料 東京夜景

「(仮称) 公共施設等のライトアップ基本方針」(素案)

○米田緑地景観課長 それでは、定刻になりましたので、ただいまから平成29年度第4回東京都景観審議会計画部会を開催させていただきます。

本日は、ご多忙のところ当部会にご出席いただき、どうもありがとうございます。

私は、部会長に議事をお願いするまでの間、進行を務めさせていただきます、緑地景観課長、米田でございます。よろしくお願いいたします。

はじめに、現在、ご出席の委員は、田中先生がのちほどいらっしゃる予定ですが4人となっておりますので、東京都景観審議会規則第6条第4項の定足数を充たしておりますことをご報告いたします。

次に、本日お手元にお配りした資料を説明させていただきます。議事次第、配付資料、資料1、資料2、資料3、資料4、座席表となります。また、東京夜景のパンフレット、東京都景観計画、東京都景観色彩ガイドラインの冊子、紙ファイルで綴じております「景観法、東京都景観条例、東京都景観審議会運営要綱、規則」を机の上に置かせていただいております。

すべてお揃いでしょうか。不足がございましたら、事務局までお申しつけください。

それでは、揃っていらっしゃいますようなので、進めさせていただきます。

本日の計画部会の審議内容は、東京都情報公開条例第7条3項の規定に該当しないため公開といたします。

それでは、東京都景観審議会運営要綱第15条第4項に基づき、河島部会長に議長をお願いいたします。

よろしくお願いいたします。

○河島部会長 皆さん、おはようございます。お忙しい中、本部会にご出席いただきまして、まことにありがとうございます。どうぞよろしくお願いいたします。

議事に入る前に、傍聴人はいらっしゃらないそうですので、このまま進めさせていただきます。

それでは、本日の審議事項、東京都景観計画の変更について「夜間に関する事項の追加」について、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 順番が逆転して恐縮ですが、まず資料4から説明させていただきます。景観計画の施行からの10年間を振り返りまして、レビュー等も作成してまいりましたが、今までの取組を踏まえまして、景観計画に追加すべき事項等が幾つかありますので、それらをまとめて景観計画の変更を予定しております。

赤字が変更予定の箇所になります。まず、第1章のところですが、第2の東京の景観特性につきまして、昨年9月に都市づくりのグランドデザインを東京都で公表しまして、その中で新たな地区区分が設定されましたので、その地区区分に合わせる形で東京の景観特性を再構成したいと考えております。こちらは、次回の部会で案をお見せする予定でございます。

次に、第1章第5のところ、本日、ご審議を予定しております夜間の景観形成方針を追加したいと考えています。

それから、第2章、景観法の活用による新しい取組の中の第3、景観重要公共施設の景観重要都市公園として水元公園、小金井公園を追加していきたいと考えております。こちらにつきましては、昨年6月の歴史景観部会のほうで審議を既に行っております。

そして、第3章、都市づくりと連携した景観施策の展開では、大規模建築物の建築等に係る事前協議制度ということで、本日、ご意見いただきます夜間照明に関する事項。それから、前回、ご審議いただきました屋外広告物に関する基準の追加を予定しております。

また、文化財庭園等の眺望保全に関する景観誘導については、こちらも昨年10月に審議いただいております旧安田庭園と向島百花園の追加を予定しております。

それから、皇居周辺の風格ある景観誘導、こちらも次回の計画部会でご審議をお願いしたいと考えておりますが、東京駅の丸の内の広場も竣工したことから、皇居周辺の主要な眺望点に行幸通りの眺望点を追加したいと考えております。

めくっていただきまして、変更のスケジュールですが、景観計画の変更で、本日の計画部会で、夜間景観についてご意見をいただきたいと考えております。夜間景観は、少し新しい切り口ということで、本日いただいたご意見を踏まえまして、次回は計画の変更素案という形でご審議いただくことを予定しております。3月7日に次回の計画部会を予定させていただきます。

そして、3月23日に景観審議会を予定しております。こちらで変更素案をご審議いただいた後に、都民の意見募集を年度末から4月上旬にかけて実施する予定です。

そして、5月に都市計画審議会の意見聴取により景観法に基づく景観重要都市公園の指定、7月以降の本施行を予定しております。ただし、大規模建築物の事前協議制度における夜間景観等の協議については、意見募集に合わせて試行という形で開始したいと考えております。

それでは、夜間景観の内容についてご説明します。資料1をご覧ください。取組の背

景・必要性につきましては、この間、国際的な都市間競争の激化、また、訪都外国人数の増加、ライフスタイルの多様化による夜間の外出機会の増加、また、LED等の照明技術の著しい進歩や大規模な投影広告物の登場などがあります。

また、都の各局でも夜景に関する取組を始めておりまして、一つは昨年9月に出しました都市づくりのグランドデザインの中でも都市づくりの戦略の一つとして、都市の魅力としての光に着目し、夜間景観を演出するということで、ダイナミックな都市活動がライトアップで光輝いているですとか、水辺や緑、歴史を感じる眺めを夜も楽しむことができるということ掲げております。

また、観光振興の観点から、産業労働局では東京夜景というパンフレットを昨年11月に作成しております。

右側に移りまして、公共施設のライトアップ基本方針を昨年12月に素案を公表し、年度内に策定を予定しております。こちらは公共施設を対象としまして、東京2020大会までに、まずは東京を代表するエリアの夜間景観を向上していこうということです。コンセプトとしましては、一つ目が光環境の整備で、照明設備を新設・更新する際には、光害や省エネルギーに配慮した照明を整備していくということ。

コンセプトの二つ目としましては、みられる光の計画的な創出ということで、点から線、線から面に光を連続していきましようということ掲げております。

2枚目に移りまして、そういった中で景観行政としての取組を検討してまいりました。現行の景観計画における夜間景観に関する基準は、届出制度、事前協議制度、両方合わせて、それぞれの地区、軸ごとに、夜間の景観形成に関する基準は入っております。

ただ、下の現状・課題ですが、この間、照明の専門家にもヒアリングした中で、夜間の全体の景観形成方針がないとか、夜景のランドマークやスポット東京を代表するようなスポットがまだまだ少ないのではないかとということ。それから、今は事業者の自主的なライトアップが実施されているのですけれども、個々の照明がそれぞれ個別に整備されているということで、まち全体でちぐはぐな印象を受ける場合もあるというご指摘、まぶし過ぎる不快な光が存在するということなどを課題として認識してございます。

今後の取組といたしましては、まずは景観計画の中に夜間の景観形成方針をきちんと位置付けていきたいということ。それから、夜間景観に与える影響の大きい大規模建築物等の事前協議制度を拡充していく。最後に、景観照明に関する技術や情報の提供もあわせて検討していきたいと考えております。

3枚目は参考で、公共施設のライトアップ基本方針の中での少し現状と問題点の整理を参考につけております。

それでは、資料2に移りまして、まずは夜間の景観形成に関する方針についてご説明いたします。資料2の左側ですが、東京ならではの夜間景観ということ、一つが巨大都市である東京のダイナミックな都市構造、市街地の広がりですとか、高層ビル群が東京の特性として挙げられるかと思えます。また、俯瞰夜景を楽しめるビルなどが多いというのも特徴になります。また、個性ある地域の夜景ということ、皇居周辺ですとか、渋谷、表参道、浅草、歌舞伎町、水辺など、多様な夜景を楽しめるのも東京ならではの現状があります。

これらの夜景をさらに魅力的にするために、誘導の方向性といたしまして、都市構造や地域の個性を踏まえた照明により、多様な地域が共存し連担する、東京ならではの夜間景観の魅力を高めていく、地域特性を踏まえ、周辺環境に応じた照明として、地域の景観資源を照明で引き立たせることにより、地域の魅力の向上につなげていきたいと考えております。

また、陰影のある美しく快適な空間の創出や、省エネルギー・省資源化を推進し、単純に光の量を増やすのではなく、光の質を高めていきたいと考えております。

これらを踏まえまして、夜間の景観形成方針として大きく三つ掲げております。

一つ目は、ダイナミックな都市構造を光で表現するという事で、幹線道路や拠点ですとか、東京の都市構造を照明の明るさ、強さ、色等によってヒエラルキーをつけて演出していく。また、夜のにぎわいや活気を演出する地区や、品格や落ちつきを持った明るさを抑制すべき地区など、すべてを明るくするのではなくて、地域特性を踏まえた照明によりメリハリをつけていきたいと考えています。

二つ目は、地域の個性を生かした夜間景観の形成ですが、まず、周辺環境との調和に配慮した照明により、地域全体の魅力を高める。

東京の歴史や文化、地形や自然などの景観資源を引き立たせる照明を行う。個性ある地域の夜景を回遊して楽しめるように、光を点から線、面へと繋げ、連続性のある夜間景観を形成していきたいと考えています。

三つ目は、光の質の向上です。まぶしく不快な光の抑制ですとか、演色性への配慮など、光の質を向上していくことで、快適な光環境をつくっていく。

光と影を効果的に使ったメリハリの演出によって、印象に残る美しい夜間景観を創出し

ていく。

また、必要な場所に光を当て過度な照明は抑制するなど、少ないエネルギーで効果的な照明をしていく。

最後に、省エネルギー器具の採用や太陽光など自然エネルギーの活用により、環境に配慮した照明とするということを方針として書き込みたいと考えております。

ページをめくっていただきまして、地区特性ごとの方向性を書いております。事前の資料では、区部、多摩、島しょという形で区分していたのですが、もう少し大きな類型でこちらは整理をしております。

一つ目が風格のある都心ということで、方向性としては、首都にふさわしい風格を光で演出。東京駅の赤レンガ駅舎や、丸の内駅広場、行幸通りなどの公共空間と周囲の建築物の相互関係を考慮した一体感や連続性のある光。皇居の森やお濠の暗さを生かした、落ちつきのある印象的な夜間景観を形成。

続いて、個性豊かな拠点ということで、都心部では、東京の活力、にぎわい、夜の文化を発信する光、また、多摩部の拠点では、駅等を中心とした界索性や生活を支える活気ある光。商業や観光の拠点では、華やかさににぎわいを演出する光により、夜間にも人々を引きつける。また、けばけばしい広告照明などの不快な光は適切に抑制し、光の質を高めることで快適なナイトライフ観光を促進していく。地域の個性を、面的な連続感や統一感のある光で演出し、回遊して楽しめる夜間景観を形成していく。

続いて、歴史的・文化的資源の保全・活用ということで、都市の発展とともに築かれてきた歴史的・文化的な地域資源の特徴を光で演出していく。主役を引き立たせるために、ライトアップ施設の周辺や背景では明るさを抑制し、照明の効果を高める。地域のまちづくりとも連携し、歴史的・文化的資源を回遊できる歩行者動線やライトアップと調和した照明環境の整備をしていく。

次、幹線道路沿道における風格のある街並みにつきましては、骨格的な幹線道路を最も明るくするなど、道路の幅員等に応じて光のヒエラルキーをつけるとともに、照明の明るさや光源の種類などにより、都市軸としての連続感や統一感のある夜間景観を形成。また、主要な幹線道路では、光害ですとか省エネルギーに配慮し、交通の安全性を確保するとともに街路樹などを照らし、夜間の快適な歩行者空間を整備。沿道建築物は道路照明との相互関係に配慮。屋外広告物は周辺環境に十分配慮し、過度な照明は避ける。

水辺を生かした魅力的な都市空間につきましては、東京湾に面する臨海部ですとか、河



間接照明の使用など光と影を効果的に使って、陰影に富んだ美しい空間を整備する。

次は、少し規制系になるのですが、建築物の高層部においては色や過度な動きによる演出を避ける。演出を行う場合は、周辺との調和に配慮するとともに、地域の魅力向上に寄与する効果的な照明とする。ただし、地域のガイドライン等で、例えば青色に統一していきまじょうとか、そういう定めがある場合ですとか、イベント時による演出については、この限りでないというふうにしたいと考えております。

次は、省エネルギーへの配慮ということで、LED照明や同等以上の環境性能を持つ器具の使用、太陽光など自然エネルギーの活用を検討する。

最後に、屋外広告物は、不快なまぶしさを生じさせないというような内容を基準に追加したいと考えております。

右側に、事前協議の際に添付を求める図書ということで、夜間の照明計画の考え方、景観要素、公開空地や建物にどういった照明をしていくかということですか、あとは主要な視点場から夜間についてもシミュレーションを行っていただいて、資料を添付していただくということを考えております。

また、先ほどの光の品質7原則等については、少しなじみのない事業者もいると思いますので、米印で入れております、夜間照明の手引きのようなものの作成を検討していきたいと考えておまして、照明に当たっての留意事項や、事例等を用いて解説をしていきたいと考えています。

最後に、現在、計画部会で行われておりますデザイン協議にも夜間照明の専門家を追加していきたいと考えております。

対象については、今、デザイン協議にかけております皇居周辺と都市再生特別地区の案件を対象に考えております。

事務局からは、以上です。

○河島部会長 ありがとうございます。本日、欠席された委員の皆さんに、事務局が事前に説明をしてご意見をお聞きになっているということなので、その結果をまず初めに報告してください。

○寺沢景観担当課長 まず、高見先生ですけれども、ライトアップという用語は、照明が世の中に意識され始めた初期のころに石井幹子さんが使っていた言葉で、投光器を使って光を当てるイメージ。現在では、ただ光を当てるのはなく、周辺との調和を考えた照明が必要だということで、ライトアップという少し軽薄なイメージもあるので、景観担当部

局が安易に使うべき用語ではないというご意見をいただいています。

また、そもそも無駄な光が多い現状で、ベースが暗くないと照明の効果は薄らいでしまうことを景観計画のどこかに書いておいたほうが良いと思う。

また、照明器具により見え方が全然違うため、光の質については演色性の重要性についても書くべきというご意見をいただきました。

また、岸井先生は、事前説明の時間について調整がつかず、資料をお送りいたしましてご意見をいただくということにしておりましたが、資料もご覧になる時間もないような状況のようで、本日の時点でご意見をいただいております。

○河島部会長 それでは、ただいま事務局から説明がありましたが、景観計画の変更を目指して、先ほど説明のあったようなスケジュールで進めていくということで、その中で、夜間の景観については、これまで個別的には部分的な記載は景観計画の中にはあったようですが、これは資料1にその紹介がありましたけれど、全体の東京の夜間景観の形成方針といったようなものはこれまでなかった。それを新たに、盛り込んでいく必要があるというような認識のもとで、今、それを進めたい。その原案となるような事柄を本日、この計画部会にお諮りをして、本日の審議と次回の計画部会とあわせて景観計画全体の変更の案というものをまとめていこうとしているようですが、それに向けて特に夜間景観を本日、取り出して皆さんにご検討いただく。そういったものを踏まえて、全体の景観計画変更案に反映をさせていくと、こういった趣旨であろうかというふうに思います。

そのような観点から、ただいま事務局から説明があった夜間の景観についての景観計画に盛り込んでいこうとする考え方、これについてご質問、ご意見等がありましたら、お願いいたします。いかがでしょうか。

古谷先生。

○古谷委員 事前にご説明いただいたときもちょっと感じたのですが、この夜間景観をそれなりに考えていくということは重要なことだと思いますし、その専門のメンバーとして照明デザイナーを加えるというのももちろん大賛成、基本的なところに大筋、全く異論はないのですが、伺った話がどうも何か照明というか、夜間景観を固定的に捉えているように見えるのです。

例えば、イベントのことはちょっと触れられているのですが、季節感のようなものとか、あるいはふだんでもウィークデーと、それからウィークエンドのような、そういう時間的変化のようなものはどうするかというのがあるのかなと思います。最近のLEDとか、そ

れから色温度なども比較的調節しやすい、こういう技術の中で今後のことを考えると、色彩感とか、そういうのも割合容易に変えられるわけですね。その中で、時間軸で、ちょっと当たり前の言い方ですが、夏場は涼しく見えるようにとか、それが冬は寒々しくなるからもう少し暖かくするとか、よくオフィスの照明でもサーカディアンリズムに合わせて色温度を変えましょうみたいなのがありますよね。

そういうことに関して、どういうふうに触れておけばいいのかなというのが抜けているかなと思いました。

○河島部会長 いかがですか、事務局で何かご見解があれば。

○事務局 先生がおっしゃっている、光の品質7原則の最後のオペレーションというところが多分、季節感ですとか、時間帯による変化のことが語られているので、そういった中で少し書き込みを検討したいのと、また、方針の最初の部分にもそういう変化についての対応を少し入れ込みたいと思います。

○古谷委員 全体を抑制していく方向は、もちろんそれで大変よいというか、落ちついてくると思うのですが、それだけではないような気がするのですね。あるときは、華やかに演出するというのも、本当、イベントだけでなく、週末になったら少し違う雰囲気が出てくるとかというのは、地域によってはそれが非常に有効になる場所もあるかと思ひまして、何かそれをうまく誘導できるといいのかと。

そうすると、例えば高層ビルの上のほうで余り動くような演出はやめましょうと書いてあるのですが、これも1年365日やめるのか、もう少し何か、あるタイミングにはそれをやってよいとか、そういうようなことにもつながるのかなと。

そのときに、もう一つは、演出する内容をお任せするのではなく、何か少し事前に相談できるような、そういう仕組みを持つのもいいのかもしれないというふうに思ひまして、ちょっと思い出すのは、都バスがラッピング広告を始めた最初のとき、ロッセのペンギンが並んでいるのや、グリーンガムの木が並んでいるのは、すごい格好いいデザインで、記憶が曖昧なのですが、ある委員会であの広告承認をしていましたよね。だんだん緩んできて、今は結構いろんな種類のものになっちゃったのですが、最初の都バスのあれは、すごく良質なデザインだったなと思うので、この光の演出に関しても同じような、ああいう良質さが保たれるといいのだけどなというふうに思っているのですが、どんなふうにするかそれができるのか。

○河島部会長 個人的に、そういう季節感をうまく表現すべきこととか、そういうような

上からの決めつけというのも何かちょっと変な感じがするのですけれど、逆にこういう景観形成方針を決めたから、そういう取組ができなくなっちゃうというのも、またおかしいなど。

だから、動きのある照明について一定の、完全に全部だめということではなくて、しっかりと地域の状況に合わせて、また格調の高いものができるならば、それはいいですよというのと同じように、ウィークエンドにおける、ウィークデーとはまた違った演出の仕方とか、そういったものもありだと。そのことについてまでコントロールしようと、決めつけようとはしていない。ただ、全体の景観形成方針の中の目指す、あまり自分だけ目立ってほかのエリアを損なうような、そういうようなのはだめだ。みたいなのは従ってくださいと。何か、そのあたりの感じですよ。

○古谷委員 そうですね。

○河島部会長 その辺をあまり固定的に決めつけてしまうということではなくて、一定の柔軟性を持ちつつも、だけど大きなふわっとした全体的な方針は、やっぱりみんなで守っていこうという、その辺をうまく表現をできたらという、そんな感じですね。

○古谷委員 そういうアイデアとかを規制をしてしまわないよなということですか。

○河島部会長 ほかにはいかがですか。

内藤先生。

○内藤委員 古谷さんの言われたことは賛成ですね。およそ同意見であります。あとは、それを委員長が言われるように柔軟にどうやって運用できるかということだと思います。

それから、つけ加えて申し上げますと、事前説明のときにちょっと申し上げたのですが、まず一つは、行幸通りのときに苦勞した話を少し言いますと、東京都の照度基準がありますよね、それは道路と歩道とそれぞれあって、行幸通りは少しやはり光を落としたほうがいいのではないかというので、だいぶバトルをやった記憶がありまして、そういうのをどうするのだろうと、これは東京都の中の問題としてあると思います。

あれは、記憶が定かではないですけど、歩道じゃなくて道路だということでも照度を落としてやった記憶があるのですが、どうもそのときの議論を聞くと、歩道は不逞の輩が夜間に襲ってきても、顔を認識する照度だということのようなので、でも、果たしてそれが例えば文化財庭園の周辺とかもそれでいいのかみたいな話がありますよね、ぴかぴかになっても困る。そういうところまで景観行政が口を出すかどうかという、そこはアンタッチャブルにするのか、そういう話が当然出てくると思いますので、その辺もちょっと内部で検

討していただきたい。

それから、もう一つは、ついつい忘れがちになるのですが、非常時の対応をある程度文言として表現しておいたほうがよくないかということです。

3. 11のときとか、それ以前のいろんな危機、エネルギー危機のときには、いきなり暗くなりますよね。そのときはむしろそうなったほうがいいという、ちゃんと協力しましょうみたいな文言を、小さく入れておいたほうがいい。非常時の話を何か加えたほうがいいのかなど。非常時は、逆にインフラのところが明るいほうがいいわけで、そのときは何かデート場所をつくりましょうみたいな議論でいくのとは違うのだというような話で。夜の非常時の照明のあり方みたいなのもつけ加えておかないと、逆に縛っちゃうと面倒になるなというふうに思いました。その2点です。

○河島部会長 公共施設の管理上の基準や何かがあるのだろうと思いますけれど、そういったものと景観計画の関係というのは、どういう位置関係になっているんですかね。

○事務局 景観計画の中には、公共施設の景観形成方針というものもあるのですが、実態としては各施設管理者によって整備されているというのが実態でして、ただ、今回、公共施設のライトアップ基本方針というのを定めて、その中にもやはり周辺環境との調和というような内容は入れ込んであるので、それを根拠に少し個別の場所では調整するようにしていくことができるか検討をしたいと思います。

○内藤委員 うまくいくといいのですがね。例えば建設局でも、現場に近いところに行くと、堅くなるのですよね。だから、そこを柔らかくするのに、真夜中に照度計で、このくらいじゃないかということをやったりしました。行政はそういうものだと思うのです。だから、割とちゃんと書いておかないと、すごくかたい指導になっていくという可能性があるのです、その辺、配慮していただけるとありがたい。

○河島部会長 夜間景観の方針というのを景観計画で立てて、拠点的な地域においては、少し光をうまく演出に使うって、拠点性、にぎわい性を高めていくと同時に、住居系地域はあまりそんなにぎらぎらさせるのをやめようよという方針をここで立てようとしているわけですよね。だから、夜は本来暗いものだという、暗いところに都市活動があって、その都市活動がうまく照明と相まって、品よく皆さんに感じられるように、照明をみんなで工夫してよいものにしていこうというのが、多分、これなのだと思うのです。そういうものが公共施設のライトアップ基本方針で、道路の照明は結構、書き込んでいるよなという感じがするのですが、骨格幹線道路について最も明るくというのは、ちょっと私が事前に話を

したときに、多分、相当真に受けて書いていただいて、最も明るいとか何とかという言い方をすると違うのかもしれないなど。

例えば、スカイツリーから見たときや、飛行機から見たときの、都市の夜間の輝き方というものは、拠点がまとまって輝くと同時に、そういうインフラ系が特に街灯、道路照明などにより、その骨格がわかるわけですよ。

その光が、色温度でも暖かみのある色なのか、水銀灯みたいなひんやりとしたものなのかでイメージが違ってくる。その骨格がちゃんと浮かび上がるように、ヒエラルキーをうまく夜間の景観の中でインフラを通じて、そういう骨格がわかるようにする、それをうまくつくり込んでいくというのは、それはそれで大事なことかなと。

それを書いて夜間景観の方針とするということは、もう公共施設のほうにちょっとかぶせているわけですよ。公共施設のほうに、これに合わせてくださいよと。そのぐらいのことは全体的な方針として。景観計画はこれも法律と条例に基づいてつくられているわけですから、全体的な大きな方針が、景観計画が示せるものであって、公共施設のそういう基準類もできる限りそれに合わせていくべきものであるというふうに、私は思うのです。

ただ、そのときに公共施設管理者としての安全性の確保というようなこととの兼ね合いで、議論になることは当然あると思うけれど、その全体的方針と、それから実際の内藤先生おっしゃるような照度も、何ルクスにするかみたいな話というのを結論としてはどうするかというのは、これは全くのお任せじゃなくて、やはり景観計画がカバーする全体のコンセプト、そういったものとうまく調整・調和させていくのだというのは、私は必要だと思っております。どうなのですかね、事務局はそのあたりはどう考えておられるか。

○事務局 ヒエラルキーの話は、こちらの公共施設のライトアップの基本方針にも記載があります。

○河島部会長 出ているのですか。

○事務局 はい。内容に入っていますので、こちらと景観計画をあわせて方針として整合性をとっていきたいと考えています。

○河島部会長 とうか、全く公共施設は道路管理者、公園管理者にお任せというのではなくて、景観計画で全体的な夜間景観をつくっていかうという、こういう方針を定めたら、それはそれで一つの根拠になりますから、やはり議論が生じたところはそれぞれの立場で主張することになるかもしれませんが、景観計画が目指しているものが実現するように、頑張って奮闘していただきたいというふうに思うのですが。

高見先生も色温度や、色味、演色性、そういうことをおっしゃっていたようなのですが、住宅地の色合いとかは書いてあるのかな。その辺はどうですか。

○事務局 なかなか色をこちらが決めつけるのも難しく、住宅地につきましては、こちらの地区類型で落ちつきのある良好な住環境の中で、暖かみのある光という表現にしています。

○河島部会長 ちょっと書いてあるのですね。

○事務局 イメージとしては、暖色系で、落ちついた、安心感などが、感じられる光ということです。

○河島部会長 この「暖かみのある光に質の高い光に」という、「に」が二つつながっていますが、これはどういう。

○事務局 すみません。

○古谷委員 最初の「に」は違和感がある。暖かみのある光「や」質の高い光にでしょうか。

○事務局 正しくは「暖かみのある質の高い光」です。訂正します。

○内藤委員 グレアのことについては、どこか書いてありましたか。

○事務局 グレアは、まぶし過ぎる都会の光は抑制ですとか、あとは光の7原則の中にグレアフリーという項目がありますので、そちらで記載します。

○内藤委員 7原則に書いてあることは、結構大きいですよ。色温度も大きいのですが、私の自宅は東京ではないですが、夜間に道が暗いので、多分、地域の人が防犯上で照明をつけてくださいと言って、つけてくれたのはいいのだけど、まぶしくてね。なので、そういうのをグレアについて少し強調したほうがよい。

それから、先日、パリのヴァンドーム広場のあたりをうろうろしたのですが、あそこが全部LEDに変わっていて、それがまぶしくて。昔はもうちょっとやわらかい感じだった。LED照明にかかわると光源がレンズ状の細かいものになっていて、グレアはある程度は見えないように配慮できるのだけど、光がすごくかたい感じになったのです。専門家の人にご相談されているようなので、アドバイスをもらってその辺を少し詳しく書いてもよいかも。

私が思うには、東京都はこういう方針だということを示すことで、空間照明の器具メーカーが使える照明を開発してくれるというふうになるとよい。そして事業者はそれを使っていけばいいという話になっていくので、こんなものがないというのを少しグレアも含

めて言っておいたほうがいいかなという気がしますね。

○河島部会長 資料の2の景観形成方針の1ページに書いてある中で、どちらかというが目立たせることがかなり書いてあるような気がするのですが、それもあまり目立ってはいけないという住居系の地域における照明について、どういう方針で臨むのか。

住居系の本来は、夜間の通行について、一定の安全性をきちんと保てるようにしつつも、全体としてはやはりあまりぎらぎらさせない、グレアもない、それであまり冷たい感じもしない、暖かい感じのする、そういうしっとりとした落ちついた夜間の照明を目指すべきだと思うのですが、そういうことをきちんとはっきり書いたほうがいいのではないかと。

この地域の個性を生かしたというあたりで、個性を生かして目立たせるだけではなくて、あまり目立たせなくても、住居系の安心した生活が営める、そういう空間にふさわしい照明がちゃんとあるようにしようと。

そのときは、落ちつきのある良好な住環境という、次のページの一番下のところに少し具体的に出ているので、それのもとになるような全体的考え方を、地域の個性を生かした夜間景観の形成というあたりに、メリハリ論などとあわせてでもよいのですが、少し記述しておいたほうがいいのではないかなという気がするのですが。そうすると、グレアや何かに対する話もちゃんと対応しやすくなる。

内藤先生がさっきおっしゃった、非常時には、照明でにぎわいというところの話じゃなくなる、電力がオーバーしてシステムダウンしたら大変であるというそういう話もありますが、それについてはいかがですか。

○事務局 少しご意見をいただいているので、前文のところでは非常時の照明計画についても、あらかじめ検討することが必要であるということを入れたいと思います。

○河島部会長 ほかにはいかがですか。

○田中委員 今までの議論については、特に異論はないのですが、ちょっと触れられていなかったことについて3点ほどコメントさせていただきたいと思います。

一つ目は、今回、この景観計画に新しく第5という節を起こして、夜間の景観形成という話を書くということで、多分、東京都の政策の中で、事前協議制度の中で扱われるということですが、この事前協議で扱っていないような比較的中規模、小規模のプロジェクトであったり、あるいは都内の景観行政団体が対応しているような、各地域でのプロジェクトみたいなものも結構、全体としては、非常に大事になってくると思います。

そこにどのような形で、今回の施策をメッセージとして出していくのか、例えば大規模案件ではないようなものを、どういうふうにかつていくのか、別の議論かもしれませんが、届出などで何かやるのか、そういうこともあると思います。

ここで言っている個性を持っている拠点というのは、特に景観行政団体が、それぞれ見られていると思うので、そこが次の一手を起こしていくときに、強調というのか一緒に、ここで言う共存しながら連担するという多様な地域ということが書いてありますけれど、それがうまく成り立つようなことをぜひお考えいただきたいというのが一つ目です。

二つ目は、東京を含めて大きい都市に旅行者として行くときもあるし、そこに住んでいるときもあると思うのですが、旅行者で行くときは夜に訪れてそこに到着するという感じや、住んでいる場合は、そこに帰ってくるというシーケンスはすごくやはり夜間照明と関係しているように思うのですね。

それがすごく印象的に感じられるシーケンスというのは、幾つかあるだろうと思って、例えば新幹線で東京に到着する、帰ってくるときにどのあたりがよく見えるか、飛行機で羽田空港に降り立って、そこから移動するときの感じとか、幾つかのパターンがあると思うのですが、そういうものに対する眼差しというのもあっていいのかなと思いました。

三つ目は、ちょっと違うことなのですが、夜間景観というと少し距離を置いて、いい悪いは別にして、ライトアップしたのを見るという印象はあるのですが、冒頭で古谷先生がおっしゃっていたこととも関連すると思いますが、それとは別に東京などイルミネーションとかを見ていると、歩いていて非常に繊細な光がきれいなものとか、あるのですよね。ダイナミックなライトアップされたものとちょっと違って、これはすごく日本的というか、東京の都市の魅力になる可能性がある部分なので、そういう違うスケールの繊細な美しい光みたいなものが、ちゃんと地域にちりばめられているということも大事な視点かなと思うので、どこかに書いておいていただけるといいのかなと思いました。

○河島部会長 いかがですか。

○事務局 まず1点目の区市町村等への見解は、これから区市町村へも意見照会したいと考えていますし、まず都が、こういう方針を示すことで次に区市町村でも夜間の方針や、より地元の地域に根差した誘導ができるような、あるいは検討していただけるように促していきたいと思います。

2点目、3点目については、方針の中でもどこまで書き込めるかというのを少し検討させていただきたいと思います。

○河島部会長 景観行政団体になるときに、東京都の景観計画の考え方を承認した上で、区市町村のそれぞれの独自性を持った景観計画をそこに付加して、自分たちでやっていくというのが趣旨ですよ。

今回、変更によって景観計画が変わりましたといっても、でも、それは東京都の景観計画で、高圧的に押しつけるという意味じゃなくて、でもやはり全体的な、広域的な視点から必要と判断されたものについて、やっぱり区市町村もそれを尊重していただくということは必要になるのですよね、これは制度的に。

そういうようなものとして、あまり区市町がやりにくくしてもいけないのだけれど、全体的な視点から、それぞれの地域の個性も考慮しながら、こういう方針で夜間景観を形成していこうという東京都の考え方を区市町にも理解してもらって、協調してもらい、一緒にやってもらうということですよ。

○久保田都市づくり政策部長 はい。

○河島部会長 ほかにはいかがですか。

加藤先生。

○加藤委員 二つ質問と、一つ意見になります。まず、一つ目の質問なのですが、資料1の背景・必要性の最後の項目に大規模な投影広告物の登場などというのがあり、これについて新しく景観計画に盛り込む対応はどうなっているのでしょうか。現況では入っていないのですが、それはあえて除くという判断なのかと。

それから、質問の二つ目は、その次のページで現行の夜間景観に関する基準というのがあるということなのですが、これは内容、文言はこのままなのかということ。何でそれが気になるかというと、例えば景観基本軸の隅田川のところは、夜間の景観は落ちつきのあるものにするためという書きぶりなのですが、今度の新しい資料の2のほうの、例えば地区特性ごとの方向性という、水辺はもう少し演出の要素が強かったり、公共施設のライトアップでは橋の話があり、そこでもやはりもう少し橋側の連続性みたいなことを言っているところがあるので、そこは少し整合性を図ったほうがよいのではないかというふうに感じました。

以上、質問2点です。

もう一つ、意見になるのですが、資料2の地区特性ごとの方向性（案）ということで、歴史的なところの話が出てくるのですが、これは東京都の景観計画の推進において、例えば都選定の歴史的建造物であるとか、あの中にも公共と私有のものがあると思うんですが、

そのあたりを都としては推進するようなこともあると思いますし、地域まちづくりとの連携というところで、やはりそれを中心に景観形成を推進するといったことがあると思うので、そのあたりも市区町村と連携を図る必要があるのかなというふうに思いました。以上です。

○河島部会長 事務局、いかがですか。

○事務局 大規模な投影広告物の登場につきましては、特に触れていないのですが、前回、ご審議いただいた広告物のただし書き規定を設けるという中で、対応していきたいと考えております。また、屋外広告物審議会でもイベント的なものの扱いですとか、そういうものを今、審議していますので、その扱いと足並みをそろえる形で景観上の整理もしていきたいと考えております。

隅田川は落ち着きでよいかということは、少し悩ましいところで、今の考えでは橋やテラスなど、公共のほうをライトアップしていくことで、それを目立たせるために川沿いの建物は逆に落ち着きを持たせ、過度な照明を川に向けないということを考えていますので、基準は今のままで、変更を予定しておりません。

また、歴史的な件につきましても、こういう方向性、非常に雑駁な書き方なのですが、少し文章化して具体的な内容についても入れ込んでいきたいと考えております。

○河島部会長 大規模な投影広告物、あるいはイベントでのプロジェクションマッピングなどは、今回の変更の第1章夜間の景観形成方針として、東京の夜間景観をこういう作り込みを皆でやっていこうよという話の全体論の中に、そのまま載るような話とは違って、一時的な取組についてまで、第1章の夜間景観形成方針で全部縛るということではないのだと。それは先程の古谷先生の季節感があるとか、あるいは週7日のうちのこういう時期についてはというようなものとも通じるかもしれませんが、一律的な全体的な考え方で皆でそれを守っていこうというのと、その中で例外的にこういうものは決してそれに必ずしも縛られるものではないと。ただ、それは全体的な景観のコンセプトをよく踏まえた上でやるべきだとか、何かそういう切り分けをしたほうがよさそうかなという、そうすると、この大規模建築物の景観誘導の考え方につながってくるのかなと。

大規模建築物の景観誘導の事前協議制度については、地域のガイドライン等で定めのある場合やイベント時はこの限りではないというようなことを、ちょっと書き込もうとしていますよね。そういうのにつながるのではないかなと思うので、これにつながる前段のテイクノート、第1章の中にも少し入れておいたほうがいいのかも思いました。

のですが、そうすると柔軟に動いていけるのではないかと。

隅田川については、どうですかね。

○事務局 ほとんど景観行政団体に移行しているというところもあります。

○河島部会長 水面だけを見れば、黒々としているのだけれど、水辺に建つ建物の光が水面の波に移ればちらちらするわけですよね。それが夜の川の景観をつくっていて、そこに橋があるとそこがライトアップされるような形で、向こう岸とこちら岸がつながっているという感じが出る。

全体として、そういう景色を夜もつくっていききたいということなのではないかと思うのですよね。川の水辺の景観を夜もこういうふうにつくっていききたいという思いを少し書き込んでいただくと、それにつながっていくのではないか。実際の届出や何かあったときだとか、そういうときにも、これはもう少しこういうふうにしてほしいというようなことも言いやすくなるのではないかなと思うのですよね。

強い光さえ出なければいいだろうみたいな、そういうのとはちょっと違うのではないかと。

○事務局 昼間の基準で抽象的なので、河川に建築物の顔を向けた計画とすることということで、大抵はそういう窓とかができますので、そこから漏れる光というのは、一定程度は連続させることはできるかなと考えています。

○田中委員 今の議論を聞いていて、ちょっと思ったのですが、大規模な河川とか大きな幹線道路というのは、逆に言うと複数の景観行政団体が隣接するところの境だったりするわけですよね。それが昼は昼でいいのですが、夜になったときに、妙にちぐはぐな状況が生まれたりするような、嫌なところは多分、出てくると思うのですよね。

だから、そういうところをどういうふうにするのかとかいうか、高圧的にこうしろとは言えないですけども、協調や留意を促すようなこととかというのはしたほうがよい気がするのですよね。

そういうところで重要な視点場になるようなところがあるところについては、対面するあるいは隣接する部分との協調をしてもらえるように、考えてもらいたいということです。

○河島部会長 軸としての連続性があるわけだから、夜もそれをうまく生かしていくのだということなのですかね。景観基本軸という限りにおいては、やはり夜の統一的景観の作り方みたいな話が、一定の統一感を持っていなければいけないはずではないかということとで。

○加藤委員 墨田区と台東区は審議会や景観アドバイザー間の連携、情報共有はかなりできていて、例えば吾妻橋の塗り替えの際も両区で調整を行ったという実績もあります。東京都からも、夜間についてこういう計画で、ライトアップのほうも連携を促していくということも非常に大事なと思います。

○事務局 やはり、夜間でも周辺環境との調和というのが大事というのも少し方針の中で書き込みたいと思います。

○河島部会長 この景観基本軸の中の夜間景観についての書き込みも、若干知恵を絞って、変えてもいいかもしれないなという気もするのですが、今、出てきたような意見も踏まえて、どういうふうに表示すると、うまく誘導ができるか、ちょっと考えてみていただけたらと思います。

ほかにはいかがですか。

古谷先生。

○古谷委員 高見先生のご意見をご披露いただいたときに、ああ、なるほどと思ったライトアップという用語なのですが、確かにライトアップというのは例えば、それを照らし上げることが基本なので、もちろん照らし上げるほうは自然の色の場合もあるし、わざと色味をつけてライトアップすることもできるのですが、いずれにしても何かを照らし上げる。

それと、光源そのものが景観になるイルミネーションとはちょっと質が違いますよね。ライトアップは照らされたものが光環境をつくるのですが、イルミネーションは光っている光源自体がつくり出すので、これを何となく曖昧にひとくくりの言葉でいいのかなというのは、ちょっと気になり始めていて、照らされるもの投影された側が光るといふものと、発光するもの自体がつくり出すというものに、ちょっと性質的に違うものがあるのでそれをどうしたらいいのか。

大規模広告物もちょっと微妙なところがあって、広告物のビジョンだと自分が発光しているのですが、広告看板はただの看板だけど、ものすごい勢いで照らされていると真っ赤な看板が出てきたりするものもあるのですが、この広告物、ライトアップとイルミネーションと照明付きの広告物というのが、何かちょっと微妙に少しずつ違う性質を持っているのですが、これを何かどこかで定義するというか、区別をしておかなくて大丈夫かなというのがちょっと気になったのですが。

○内藤委員 それは、ありますね、言われるとおりに思います。照明学会とか何かそう

いうのではないのですかね。研究というか、きちんと分類しているようなものは。

○事務局 少し調べてみないとわかりません。

○古谷委員 ライトアップ基本方針とか、ライトアップマップとか言っているときは、それ全体を包含しているのですが、先程のライトアップを狭義に捉えるとそうではない話になるので、そのライトアップという用語で全体を代表させていいのかどうかというのは、ちょっと専門家に意見を聞きたいなと思います。

○河島部会長 夜間の照明というのと、今おっしゃるようにライトアップというをやっぱりちょっと違うのですね。

○古谷委員 違いますよね。

○河島部会長 夜間の照明の全体的な考え方というのと、それとはちょっと切り口の違うライトアップの話があって、そのライトアップの話というのは、東京都が公共施設のライトアップだとか、配られているこの東京夜景の話とか、これは照明も含まれているのかもしれないけど。その辺の用語の使い方をきちんと整理して、景観計画ではこういう使い方をしていきますというふうに、きちんと宣言した記述をすると、確かにわかりやすくなるかもしれないですね。

○古谷委員 そうだと思いますね。

○加藤委員 これは、広告でもやりました。

○河島部会長 ちょっとその辺は、検討していただいたほうがよさそうですね。

○内藤委員 思いついたことで、なんとかしてほしいと思っていることが一つありまして、今の話ともつながるのですが。運河の上に首都高があって、あれは影ですよ。アンタツチャブルなのかもしれないのだけど、東京の景観としてはなんとかしてほしい一つですよ。暗い川があって、その上に暗い高速道路の裏があってみたい。そういうのは何かあるのですかね、誰もケアしていないですよ。

○寺沢景観担当課長 日本橋のあたりでは、首都高が下を照らして明るいようです。例えば隅田川沿いの首都高部分などは、公共施設等のライトアップ基本方針の中で、側面ですとか柱については、都から働きかけて、首都高側だけ暗いので、ライトアップをできないかと働きかけていると聞いています。

○内藤委員 多分、それは個別性が高いので、全部やるとそれはなかなかいいかもしれない大きい方針として。東京はもともと運河の街だったのですが、それが何か死んだ空間になっていますよね。飯田橋周辺とかね。基本となる空間が多いので、少しでもなんとか

るようにしてほしいですね。明るくするとすると、どこの行政でやるかみたいなことになるのでしょね。

○寺沢景観担当課長 そうですね。

○内藤委員 それから、運河の利用権は都だったと思うのですが、戦後のどさくさでそういうことになっているのだと思うのですが。そうすると、誰がああ運河の上空を、飯田橋の川をどうするかというのは全くアンタッチャブルになっている。ほかにもあると思うのですが、あれは基本の空間ですよ。運河のみならず海側の上空の首都高もそうです。首都高としては自分のところの道路の路面を明るくします、下の246は東京国道が明るくします、だけど、その上の高架の天井面は一体どうするのだという、誰がケアするのか、ということになります。

○寺沢景観担当課長 ライトアップ基本方針で、ライトアップに適する公共施設の例というのが18ページにあります。景観上重要な道路、交通拠点施設という括弧の中に高速道路と書いてあります。首都高についてもライトアップをやるべきところはやるということだと思います。

○内藤委員 この書き方は、高速道路の路面を照らす照明というふうに読めるのですが、高速道路そのものの構造物をライトアップしたほうがいいのかも含めて、専門家の意見があったほうがいいですね。

○寺沢景観担当課長 例えば、12ページにライトアップの例が載っていますが、大阪の高速道路の柱をライトアップした写真、こういった事例も見たうえで、ライトアップ基本方針では、観光資源として首都高などライトアップにより魅力が高まるという認識で記載していると思うので、単純に道路の路面を照らすということではないかなと思います。

○内藤委員 了解しました。

○寺沢景観担当課長 六本木通りの首都高下にもLED照明があります。

○内藤委員 ありますね。

○寺沢景観担当課長 照らしているのは、河川ではなく下の道路なのですが。

○内藤委員 やり慣れていない人が、やると変なことになったりしますので専門家みたいな人にきちんと相談なさったほうがよいかと思います。

○寺沢景観担当課長 わかりました。

○河島部会長 ほかにはいかがでしょうか。よろしいですか。

○寺沢景観担当課長 次回の審議内容につきまして、説明をさせていただきます。冒頭に

資料4でご説明しましたが、次回の本部会では新たな事項として、行幸通りの眺望点の追加についてご審議いただく予定です。そちらを含めまして、全体の景観計画の変更素案という形で、改めて、本日の夜間景観を含めた審議をいただきたいと思います。

○河島部会長 次回は、行幸通りの話について、一つのまとまった資料を提示してそれを検討していただいて、その上で全体素案はこうだというものも出していただく、そういうことですね。

○寺沢景観担当課長 そのとおりです。

○河島部会長 それでは、今日はこの夜間の景観形成方針に特化した議論ということでありますので、今日の意見を事務局でご検討いただいて、景観計画変更素案の作成作業に反映を出来るものはしていただけたらというふうに思います。

特にほかには、よろしいですか。

○河島部会長 では、以上で本日予定しております議事は終了いたしました。

それでは、事務局に進行をお返しいたします。

○米田緑地景観課長 河島部会長、どうもありがとうございました。委員の皆さんも長時間にわたり、ありがとうございました。これもちまして、本日の計画部会を閉会させていただきます。どうもありがとうございました。